

桶川市文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、文化財の保存のため文化財の所有者等に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「県条例」という。）、桶川市文化財保護条例（昭和32年桶川市条例第22号。以下「市条例」という。）及び補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「文化財」とは、法、県条例及び市条例によって定められた文化財をいう。

2 この要綱において「文化財保存事業」とは、文化財の管理、修理、復旧、公開、調査及びその他文化財の保存に必要な事務又は事業をいう。

3 この要綱において「補助事業者」とは、文化財の所有者、管理者、保持者、保持団体及びその他市長が保存に当たることを適当と認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、文化財保存事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、文化財保存事業に要する総経費（以下「保存事業費」という。）とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は次に掲げるとおりとし、100万円を限度とする。ただし、個人が所有する有形文化財にあつては、300万円を限度とする。

(1) 市条例による文化財は次の表に掲げるとおりとする。

補 助 対 象		補 助 額
種 別	事 業	
有形文化財	管理工事	保存事業費の3分の2以内
	修理工事	保存事業費の2分の1以内
	その他保存に必要な事業	保存事業費の2分の1以内
無形文化財	記録保存	保存事業費の3分の2以内
	伝承者養成	保存事業費の2分の1以内
	その他保存に必要な事業	保存事業費の2分の1以内
民俗文化財	有形民俗文化財は有形文化財に準ずる。 無形民俗文化財は無形文化財に準ずる。	

史跡・名勝・天然記念物・旧跡	管理工事 その他保存に必要な事業	保存事業費の3分の2以内 保存事業費の2分の1以内
----------------	---------------------	------------------------------

(2) 法又は県条例による文化財は次に掲げるとおりとする。

ア 国庫補助事業の場合 保存事業費から国庫補助金及び県費補助金を差し引いた残額の2分の1以内の額

イ 県費補助事業の場合 保存事業費から県費補助金を差し引いた残額の2分の1以内の額

ウ 保存事業費が小額のために国庫補助事業又は県費補助事業にならないもの 第1号の規定の例による。

(申請書等の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 桶川市文化財保存事業費交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 文化財の現状を示す写真又は図面
- (5) 地上に工作物を設置する場合は、当該土地所有者の承諾書

2 前項の提出期限は、市長が会計年度別に定めるものとする。

(交付決定通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やか当該補助金の交付の申請をした者に対し、桶川市文化財保存事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第9条 補助事業者は、文化財保存事業が終了したときは、当該補助事業の完了した日の属する会計年度内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 事業成績書(様式第6号)
- (3) 収支決算書(様式第7号)
- (4) 実施設計書及び仕様書
- (5) 実施設計図又は説明図
- (6) 事業の経過又は成果を証する書類及び写真
- (7) 補助事業により設置した機械器具構築の試験検査証等

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(返還命令等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に対して補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を使用しないとき、又は使用してもその支出額が補助金に比べ減少したとき。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

桶川市長

団体の名称

代表者氏名

⑨

桶川市文化財保存事業費補助金交付申請書

桶川市文化財保存事業費補助金の交付を受けたいので、桶川市文化財保存事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

桶川市長

桶川市文化財保存事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった桶川市文化財保存事業費補助金について、次のとおり交付決定したので通知します。

- 1 申請額 円
- 2 交付額 円
- 3 交付条件

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

桶川市長

団体の名称

代表者氏名

⑨

事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった桶川市文化財保存事業費補助金について、桶川市文化財保存事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり事業実績を報告いたします。

- 1 事業成績書
- 2 収支決算書

様式第6号（第9条関係）

事業成績書

1 事業の目的

2 事業施行日時

年 月 日

3 場 所

4 内 容

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考

